

厚生労働省発生食 0403 第 1 号
令和 5 年 4 月 3 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

水道水源開発等施設整備費の国庫補助について

標記の補助金の交付については、昭和 63 年 5 月 20 日厚生省生衛第 877 号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改正後					現行				
第1～第15 (略)					第1～第15 (略)				
別表第1					別表第1				
1 区分		2 国庫補助採択基準	3 補助率	4 国庫補助対象施設	1 区分		2 国庫補助採択基準	3 補助率	4 国庫補助対象施設
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の(1)に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、(2)～(6)のいずれかに該当するものであること。 (1) 対象となる河川、湖沼等 ア～カ (略) キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等 ク (略) (2)～(5) (略) (6) 有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)による汚染に対処するための活性炭処理施設等又は代替水源施設を整備する場合は、水源水質中に有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)が検出されたことがあること。	<u>(1)</u> 1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3) <u>(2) (1) にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2</u>	1 次に掲げる施設とする。 (1)～(2) (略) (3) 代替水源施設整備事業 <u>有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)</u> 又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設 ①～② (略) (4) 浄水施設覆蓋整備事業 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条第1項の規定により指定された降灰防除地域に存する浄水施設の覆蓋 (5) (略) 2 (略)	高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の(1)に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、(2)～(5)のいずれかに該当するものであること。 (1) 対象となる河川、湖沼等 ア～カ (略) キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された地下水 ク (略) (2)～(5) (略) <u>(新設)</u>	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1 次に掲げる施設とする。 (1)～(2) (略) (3) 代替水源施設整備事業 クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設 ①～② (略) (4) 浄水施設覆蓋整備事業 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条第1項の規定により指定された降灰防除区域内に存する浄水施設の覆蓋 (5) (略) 2 (略)

	<p>2 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては</p> <p>(4)の要件をみたしていること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 (1)～(2) (略)</p> <p>上記1、2の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であつて、3</p>	<p>(1) 1/4</p> <p>(2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2</p>			<p>2 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては</p> <p>(4)の要件をみたしていること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 (1)～(2) (略)</p> <p>上記1、2の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であつて、3の</p>	<p>1/4</p>	
(注1)～(注4) (略)				(注1)～(注4) (略)			

別添 1 (略)

別表第 2 (略)

別紙様式 1 ~ 別紙様式 12 (略)

別添 1 (略)

別表第 2 (略)

別紙様式 1 ~ 別紙様式 12 (略)

(別紙)

厚生省生衛第877号

昭和63年5月20日

最終改正 厚生労働省発食0403第1号

令和5年4月3日

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

(通則)

第1 水道水源開発等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号^{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2

- (1) 「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- (2) 「水道水源開発施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。
- (3) 「高度浄水施設等」とは、次に掲げる高度浄水施設、水道原水水質改善施設及び代替水源施設をいう。
 - ア 高度浄水施設とは、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処し、清浄で異臭味等のない水道水の供給を確保するため、生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理（揮散処

理)等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全や安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設、貯水池における水質改善装置並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設をいう。

イ 水道原水水質改善施設とは、高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、水道原水バイパス管、取排水系統の再編に係る上流取水のための施設、伏流水の取水施設等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

ウ 代替水源施設とは、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設をいう。

(4) 「資本単価」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費 (注)}}{\text{総有収水量}}$$

総有収水量

(注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあって、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

水道用水供給事業の計画給水量

(5) 「PFI事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第8条第1項の

規定により選定された選定事業者が、水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。次号において同じ。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第14条第1項の規定により整備する事業のうち、整備後ただちに地方公共団体（一部事務組合を含む。以下同じ。）に所有権を移転するもの。

- ② P F I 法第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第14条第1項の規定により整備する事業のうち、整備後自ら維持・管理及び運営し、事業終了後に地方公共団体に所有権を移転するもの。
- ③ P F I 法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営するもの。

（交付の対象）

第3 この補助金は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に交付の対象とする。

- （1） 地方公共団体が行う水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を整備するものであること。
- （2） 前号に規定する施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（P F I 事業として行う整備事業及び地方公共団体がP F I 事業で整備された施設を買収する事業を含む。）（以下「補助対象事業」という。）に要する費用であること。
- （3） 補助対象者は、地方公共団体又はP F I 事業の選定事業者（ただし、第2（5）①及び②に限る。）とする。
- （4） 補助対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業（国庫補助対象となる事業に限る。））にあつては、当該複数年度全体の

事業に要する費用の合計。)が100,000千円(市町村(市町村のみを構成団体とする一部事務組合を含む。以下同じ。)実施事業にあつては10,000千円)以上のもの(ただし、水道水源開発施設整備費のうち水道機能維持施設整備費を除く。)とする。

(補助対象事業費)

第4

- 1 この補助金の交付の対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額(実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。)の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。PFI事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 2 生物処理、オゾン処理及び活性炭処理(粉末活性炭処理を除く。)を用いる高度浄水施設の補助対象事業費は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用(実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。)とする。PFI事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 3 地方公共団体がPFI事業で整備された施設を買収する事業の補助対象事業費は、別表第1の第4欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用(施設の維持・管理費用及び金利分を除く。)とする。

(交付額の算定方法)

- 第5 この補助金の交付額は、補助対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額(給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。)を控除した額を比較していずれか少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、別表第1に掲げる区分ごとに、補助率を

それぞれ乗じて得た額とする。ただし、生物処理、オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設に係る補助金の交付額は、別添1により算出した基準事業費と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第1に掲げる率を乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第6 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

1 事業計画の変更

(1) 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

(イ) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

(ウ) 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合

ウ 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

(イ) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、
営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%
を超える変更をしようとする場合

(2) (1)により承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変
更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を
添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

2 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式5により厚生労働大
臣に報告してその指示を受けなければならない。なお、(1)の場合は当該年
度の2月20日までに報告しなければならない。ただし、翌年度に繰り越した
事業は、(1)の場合、若しくは1の事業計画の変更があった場合に限る。

(1) 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合
又はその遂行が困難となった場合

(2) 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事
業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金
の一部が不用となる場合

(3) 補助対象事業が災害を受けた場合

(4) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

3 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式5によ
る報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面
を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければ
ならない。

4 状況報告

厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項につい
て報告をさせ、又は検査を行うことができる。

5 財産処分の制限

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物
並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以

上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 厚生労働大臣の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

6 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

7 事業の経理

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式7による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規程により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

8 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

（申請手続）

第7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1) 別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式2に關係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 1以外の事業

別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

3 補助事業者は、1又は2の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（補助金の概算払い）

第9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付決定の通知）

第10 都道府県知事は、第7の1に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、補助事業者に対し別紙様式3又は別紙様式4により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

第11 都道府県は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以

内に国に提出するものとし、国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1) 交付額の確定を都道府県が行う場合

ア 当該年度の事業が完了したときは別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第6の3により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式9による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 交付額の確定を厚生労働大臣が行う場合

ア 当該年度の事業が完了したときは別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第6の3により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式9による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、(2)のアの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式10に关系書類を添えて、毎年度4月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、別紙様式9による年度終了実績報告書については、4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 1以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に関

係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式9による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

- 3 補助事業者は、第7の3ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第13 都道府県知事は、第12の1の(1)に係る国庫補助金について事業実績報告書の内容を審査の上、交付額の確定を行い、補助事業者に対し別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。また、第12の1の(2)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、補助事業者に対し別紙様式12により速やかに確定の通知をするものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14 補助事業者は、第7の3ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は、別紙様式6により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を国庫に返還しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、1の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第15 特別の事情により第3、第4、第5、第7、第8、第10、第12及び第13に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生

労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第1

1 区 分		2 国庫補助採択基準	3 補助率	4 国庫補助対象施設	備考
水道水源 開発施設 整備費	水道水源 開発施設 整備費	次のいずれかに該当する事業であること。		水道の水源の開発の用に供する次に掲げる施設とする。	
		<p>1 水道事業</p> <p>(1) 資本単価が90円/㎡以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が20円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円/㎡以上であり、かつ、資本単価が60円/㎡以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が70円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円/㎡以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/㎡以上であり、かつ、資本単価が120円/㎡以上であること。</p>	1/3	<p>1 ダム、堰、水路</p> <p>2 海水淡水化施設（海水又はかん水を淡水化する施設）</p> <p>(1) 逆浸透膜方式施設 原水設備、調整設備、（薬品注入設備を含む。）、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備</p> <p>(2) 電気透析方式施設 原水設備、調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備</p> <p>(3) その他厚生労働大臣が認めた方式による施設</p>	
		<p>2 水道用水供給事業</p> <p>(1) 資本単価が70円/㎡以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が8円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円/㎡以上であり、かつ、資本単価が40円/㎡以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が50円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円/㎡以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円/㎡以上であり、かつ、資本単価が80円/㎡以上であること。</p>	1/2	3 1又は2の施設と密接な関連を有する施設	
<p>3 渇水に対応するため、海水淡水化施設を緊急に整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するものについては、1、2によらず、水道事業で資本単価が35円/㎡以上であること。又は、水道用水供給事業で資本単価が25円/㎡以上であること。</p> <p>(1) 過去5年間において、1日12時間以上の断水を1ヶ月以上実施したことがある水道</p>	1/3				

	<p>事業者であり、かつ、次のいずれかに該当するものが海水淡水化施設を整備する事業であること。</p> <p>ア 水源をダムの開発計画に依存しているが、ダム建設の遅延により、当面の水需給が著しくひっ迫し、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>イ 流域外のダムに対する水源の依頼度が高く、取水制限を受けると水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>ウ 地形上大規模な水源開発が困難な地域で、地下水の依存度が高く、渇水時に水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>(2) (1)に該当する水道事業者に用水供給を行っている水道用水供給事業者が海水淡水化施設を整備する事業であること。</p>			
遠距離導水等施設整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 水路の延長が7km以上のもの</p> <p>2 水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体のもの</p>	<p>当該事業が水道水源開発施設整備費の2欄に掲げる1の(1)、2の(1)に係るものである場合1/3、同1の(2)、2の(2)、3に係るものである場合1/2</p>	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>2 1に掲げる施設には、水道広域化施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。</p>	
水道施設機能維持整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 資本単価が、水道事業にあつては90円/m³以上、水道用水供給事業にあつては70円/m³以上であること。</p> <p>2 次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 基幹となる浄水施設が、自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用の自家発電設備が整備されていない場合に実施する非常用自家発電設備等の整備</p> <p>(2) 基幹となる浄水施設が、土砂災害警戒区域内等に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する土砂災害への対策工事</p> <p>(3) 基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内等に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する浸水災害への対策工事</p> <p>(4) 厚生労働大臣が認める水道施設機能維持整備事業</p>	<p>1/4</p> <p>1/3</p> <p>1/3</p> <p>1/3</p> <p>1/3 (ただし、非常用発電設備等の整備について</p>	<p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 非常用発電設備、燃料用タンク、その他非常用発電設備の整備に必要な施設</p> <p>(2) 土砂流入防止壁、その他土砂災害対策に必要な施設</p> <p>(3) 防水扉、止水堰、その他浸水災害対策に必要な施設</p>	

			は1 / 4)	
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の(1)に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、(2)～(6)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 対象となる河川、湖沼等</p> <p>ア 環境基本法第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等</p> <p>イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の8に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等</p> <p>ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等</p> <p>エ 環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域</p> <p>オ 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規定する指定湖沼</p> <p>カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等</p> <p>キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等</p> <p>ク その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と厚生労働大臣が認める地域内の河川、湖沼等</p> <p>(2) 水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。</p> <p>(3) 水源水質について、「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン（表流水に係るものに限る。）が基準値を超えていること。</p> <p>また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。</p> <p>(4) 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。</p> <p>(5) クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合においては、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、地表水の水を</p>	<p>(1) 1 / 4</p> <p>（ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては1 / 3)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1 / 2</p>	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 高度浄水施設整備事業</p> <p>①生物処理施設 生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>②オゾン処理施設 オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>③活性炭処理施設</p> <p>ア 粉末活性炭処理施設 粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>イ 粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備</p> <p>④ストリッピング処理施設（揮散処理） 充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備</p> <p>⑤酸化処理施設（原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設） 酸化設備、沈澱ろ過設備（酸化処理に伴って必要となるものに限る。）、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設） 調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑦膜ろ過施設 調整設備（薬品注入設備含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑧紫外線処理施設 調整設備（薬品注入設備を含む。）、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>⑨原水調整池（水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池） 原水調整池、導水管（原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。）、電気・</p>

原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること。

(6) 有機フッ素化合物（PFOS又はPFOAに限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等又は代替水源施設を整備する場合は、水源水質中に有機フッ素化合物（PFOS又はPFOAに限る。）が検出されたことがあること。

2 次のいずれかに該当するものであること。
なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては(4)の要件を満たしていること。

(1) 病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。

a 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。

b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。

(2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。

a 給水人口5万人未満であること。

b 施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。

(3) 代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。

(4) 水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、平成25年度以前に採択された事業を除く。

(5) 既設の浄水施設であって、新たに覆盖するものであること。

3 (1) 水道事業については、資本単価が90円/㎡以上であること。

ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。

(2) 水道用水供給事業については、資本単価が70円/㎡以上であること。

ただし、平成21年度以前に採択された事業は、50円/㎡以上であること。

上記1、2の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であって、3の基準に満たない事業、又は、平成21年度以前に採択された事業であること。

計装・機械設備

⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設

ア 急速ろ過施設（消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であって、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設）

凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

イ 膜ろ過施設

調整設備（薬品注入設備を含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑪貯水池水質改善施設

水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備

⑫離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設

⑬①～⑫に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設

(2) 水道原水水質改善事業

高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの

①水道原水バイパス管

水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設

②取排水系統再編に係る上流取水のための施設

取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

③伏流水取水施設

集水埋きよ、取水ポンプ、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設

④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設

(3) 代替水源施設整備事業

有機フッ素化合物（PFOS又はPFOAに限る。）又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行って

(1) 1 / 4
(2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定

			により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2	<p>いる対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設</p> <p>①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設</p> <p>②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設</p> <p>(4) 浄水施設覆蓋整備事業 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条第1項の規定により指定された降灰防除地域に存する浄水施設の覆蓋</p> <p>(5) (1)から(3)に掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>2 1に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。</p>
--	--	--	---	---

(注1) 「用水単価」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額（以下「資本費」という。）及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{(注) 減価償却費} + \text{支払利息} + \text{経営費}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 水道用水供給事業から受水する水道事業にあつては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

(注2) 「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設を利用して得られる水道用水の有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{建設費} \times \{(1 + 0.4 \times \text{利子率} \times \text{工期}) \times (\text{減価償却率} + \text{利子率}) + \text{管理費率}\}}{\text{(新規の水道水源開発施設による) 年間有収水量}}$$

(注3) 「旧資本単価」とは、当該水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る15年間の支払利息と、減価償却費又は起債の元金償還金のいずれか大きい方の額の合計額を15年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次に定める式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{(支払利息)} + \text{(減価償却費又は元金償還金のうち大きい方の額)}}{\text{有収水量}}$$

(注4) 第5の「別表第1に掲げる率」は第3欄の補助率をいう。

別添 1

高度浄水施設等整備費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す処理方式別基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔処理方式別基準単価〕

区 分		処理能力 (m ³ /日)			
		～10,000以下	10,000超～ 30,000以下	30,000超～ 100,000以下	100,000超～
処 理 方 式	活 性 炭 処 理	円 59,000	円 35,000	円 17,000	円 15,600
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理	70,000	41,000	23,000	21,600
	生 物 処 理	29,000	18,000	15,000	15,000
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理 生 物 処 理	99,000	59,000	38,000	36,600

〔基準事業費算定方式〕

処理方式の区分に応じて、補助対象施設の処理能力値（計画浄水量）にそれぞれ該当する処理能力区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に補助年度の実施率（注）を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注) 実施率 = \frac{\text{補助年度事業費}}{\text{全体事業費 (事業開始から完了までの事業費総額)}}$$

※小数点以下第4位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

(算定例)

施設処理能力 112,500m³/日でオゾン、活性炭処理の場合

$$\{(10,000\text{m}^3/\text{日} \times 70,000\text{円}) + (20,000\text{m}^3/\text{日} \times 41,000\text{円}) + (70,000\text{m}^3/\text{日} \times 23,000\text{円}) + (12,500\text{m}^3/\text{日} \times 21,600\text{円})\} \times 0.213(\text{実施率}) = 724,200\text{千円}$$

$$\text{実施率} = 1,138,000\text{千円} \div 5,350,000\text{千円} = 0.213$$

(補助年度事業費) (全体事業費)

別表

基準事業費算定明細書

補助事業者名		処 理 方 式	活性炭・オゾン・生物
浄 水 場 名		公称施設能力	m ³ /日
工 期		計画浄水量	m ³ /日
算定内訳			
処理能力区分(a)		基準単価(b)	基準事業費(a×b)
ア ～10,000以下 m ³ /日		円	千円
イ 10,000超～30,000以下 m ³ /日		円	千円
ウ 30,000超～100,000以下 m ³ /日		円	千円
エ 100,000超～ m ³ /日		円	千円
オ 合計(ア～エ) m ³ /日		—	(A)(千円未満四捨五入) 千円
実施率			
年度事業費	全体事業費	(B)(小数点以下第4位四捨五入)	
(千円)÷(千円)=	()	
基準事業費 (千円未満切捨て)			
(A)(千円)×(B)(千円)=	千円	
補助実績(見込み)			
年 度 区 分	各年度事業費	全体事業費	実 施 率
	千円	千円	
合 計			

(注) 1. 処理方式欄は、該当する処理方式に○印を附す。

2. 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

別表第2

費目	種目	細分	算定方法	説明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費をいう。
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接機器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。 「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。
	2 附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。

3 用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
4 調査費		調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。
5 機械器具費		機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
6 営繕費		営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が10,000万円をこえる場合 2. 0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
7 工事雑費		工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に直接施工のものにあつては4. 0%請負施工のものにあつては1. 5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であつて、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。

事務費		<p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table data-bbox="633 347 1328 499"> <tr> <td>(1) 合計額が1,000万円以下の場合</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>(5) 合計額が20億円をこえる場合</td> <td>1.5%</td> </tr> </table>	(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5.5%	(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3.5%	(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2.5%	(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2.0%	(5) 合計額が20億円をこえる場合	1.5%	<p>「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p>
(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5.5%												
(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3.5%												
(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2.5%												
(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2.0%												
(5) 合計額が20億円をこえる場合	1.5%												

別紙様式 1
(国庫補助申請書様式)

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 (〇〇〇〇施設整備費)
国庫補助金の交付申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助金申請額 金 円也
2. 事業の名称
3. 事業の施行目的 (理由) 及び効果
(記載上の注意)
水道水源開発施設、高度浄水施設等を整備し、又は実施をするに至った経緯及び事業の実施によって期待される効果を記述すること。
4. 水道 (水道用水供給) 事業認可年月日及び番号
5. 事業計画調書 別紙 (1)
6. 事業費所要額調書 // (2)
7. 算定基準による算定額明細書 // (3)
8. 財源調書 // (4)
9. 工事工程表 // (5)
10. 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書の写し
 - (2) 設計図面
 - ア. 各施設はそれぞれ次によって色分けすること。
当該年度補助対象事業・・・・・・・・・・・・赤色
当該年度単独事業・・・・・・・・・・・・赤 (点線)
次年度以降の事業・・・・・・・・・・・・緑色
前年度実施済事業・・・・・・・・・・・・青色
前々年度までの実施済事業分および既有施設・・・黒色
 - イ. 図面は全て実施設計とし、認可申請 (届出) で使用したもの又は工事発注用などの図面を使用することも妨げないものとし、作成に当たっては、次の注意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。
 - (ア) 水道水源開発施設
 - a 一般平面図 (縮尺任意)
給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水池、配水管等の位置を記入したもの。
 - b 管路図 (縮尺任意)
導水管、送水管及び配水管について、管種、管径、延長等を記入したものとし、特殊工法による部分についてはその旨明示したもの。
 - c 主要構造物配置平面図 (縮尺任意)
水源池、取水場、浄水場、ポンプ場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入したもの。

(イ) 高度浄水施設等

a 高度浄水施設

(a) 高度処理を行う浄水施設の場合

浄水場主要構造物配置平面図、高度浄水施設（縮尺任意）及び高度浄水処理フロー図

沈殿池、ろ過池等の主要構造物の配置、周囲の地形等の状況を記入したものと及び高度浄水施設の機械装置等の付属配管を記入したもの。

(b) 原水調整池の場合

原水調整池、導水管、電機計装及び機械設備配置平面図（縮尺任意）

(c) 貯水池水質改善装置の場合

貯水池水質改善装置取付平面図（縮尺任意）

b 水道原水水質改善施設の場合

管路図（縮尺任意）

バイパス管等について、管種、管径、延長等を記入したもの。

平面図（縮尺任意）

取水門、取水堰、取水塔、集水埋きよ、取水ポンプ等を記入したもの。

c 代替水源施設の場合

平面図（縮尺任意）

事業内容に応じ、既存施設及び代替施設についてそれぞれ水源、取水施設、導送水路線、浄水場、配水池及び配水管等の位置を記入するとともに、給水区域を明示すること。

管路図（縮尺任意）

事業内容に応じ、導水管、送水管及び配水管について、管種、管径、延長等を記入したもの。

ろ過施設を整備する場合との費用比較結果が確認できる書類

(3) その他必要な参考資料

(記載上の注意)

1 追加交付（一部取消し）、事業計画変更及び経費の配分変更承認申請書の場合には、特に様式を定めるものを除き、当該変更部分上段に（ ）書きで変更前の金額等を記載すること。

2 変更申請の設計図面は、変更する工種のみについて作成すること。

3 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙（1）、（2）、（4）及び（5）を作成するとともに、PFI事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について別紙（3）を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

別紙(1)

事業計画調書

[水道水源開発施設整備費の場合]

1 水道(水道用水供給)事業の概要

事業名		〇〇市上水道事業		事業区分	上水道・用水供給事業(給水対象市町村 市 町村)					
区分	有収水量	資本費	受水分資	経 営 費	用水単価	資本単価	補助率	原 水	旧資本単価	
	A	B	本費 C	D	(B+C+D)/A	(B+C)/A		単 価		
前年度値	千 ^m	千円	千円	千円	円/ ^m	円/ ^m		円/ ^m	円/ ^m	
今年度値										
水道(水道用水供給)事業概要	事業名	事業認可 年月日	工 期	目標年次	計画給水 人 口	計画1人1日 最大給水量	計画1日 最大給水量	事 業 費	主な事業内容	
	創 設		~		人	ℓ	^m	千円		
	第1次拡張									
事業	区 分	全体事業費		左のうち補助 対象及び貸付 対象事業費		事 業 概 要		水 源 種 別 内 訳	種類・名称	取 水 量
		千円		千円						^m /日
	貯水施設									
	取水施設									
	導水施設									
	浄水施設									
	送水施設									
	配水施設									
	用地補償費									
	調査費									
	事務費									
その他										
合計										

(記載上の注意)

- 1 補助要綱別表第1の補助対象事業採択基準欄のただし書きに該当する場合は、「原水単価」及び「旧資本単価」を記載すること。
- 2 水源種別内訳欄の取水量は、今後の予定についても()書きで記載すること。
- 3 水道用水供給事業の場合は、計画給水人口及び計画1人1日最大給水量の記入は要さない。

2 (1) 水道水源開発施設整備事業（水道機能維持施設整備費を除く）の概要

都道府県名				区分	事業者名	負担率	負担額					
水系名				公共費		%	千円					
河川名				都市用水	上水							
ダム名												
ダムの事業主体名					工水							
位置	左岸			発電事業費								
	右岸											
基本計画（協定）		年月日（最終変更年月日）		農業用水事業費								
概算額		億円		下流増負担金								
工期		年度～年度		合計								
ダムの	流域面積	湛水面積	貯水量 (千m ³)									
	km ²	km ²	総量	有効量	サーチャージ	治水	不特定	特定かんがい	発電	上水道	工業用水	堆砂量
概要	型式	高さ	長さ	体積	越流頂	非越流頂	越流設備	放流設備	湛水予定年月			
		m	m	m ³	(E.L.M.)	(E.L.M.)				一部	年月	全部
年度別事業計画	区分		全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降				
	総事業費		千円	千円	千円	千円	千円	千円				
	国庫補助対象事業費											
	国庫補助基本額											
	国庫補助率											
	国庫補助額											
事業の概要												

(記載上の注意)

- 1 水源開発施設整備費と遠距離導水等施設整備費を同時に申請する場合においてはそれぞれ別葉とすること。なお、遠距離導水等施設は、年度別事業計画以外の事項については記載を省略して差し支えない。
- 2 年度別事業計画欄は、今回申請に係る水源開発施設整備費についてのみ記載することとし、総事業費の項は共同費を、事業の概要の項は各年度ごとに実施された（予定を含む。）事業の内容及び事業量等を簡潔に記載すること。

2 (2) 水道水源開発施設整備事業（水道機能維持施設整備費に限る）の概要

	区 分	給 水 人 口	1 日 1 人 最 大 給 水 量	1 日 最 大 給 水 量	認 可 年 月 日	水 源 種 別	種 別 ・ 名 称	取 水 量
								‰ / 日
浄 水 場	施 設 能 力	人		‰	年 月 日			
	実 績							
	工 事	年度～ 年度（ 年間整備計画）						
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全 体 事 業 費	前 年 度	今 年 度	翌年度以降			
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円			
	基 準 事 業 費							
	国 庫 補 助 率							
	国 庫 補 助 額							
	事 業 の 概 要							

(記載上の注意)

- 1 年度別事業計画欄は、今回申請に係る水源開発施設整備費についてのみ記載することとし、事業の概要の項は各年度ごとに実施された（予定を含む。）事業の内容及び事業量等を簡潔に記載すること。

事業計画調書

[高度浄水施設整備費の場合]

1 水道（水道用水供給）事業の概要

事業名	〇〇市上水道事業創設			事業区分	上水道・用水供給事業		浄水場名	
区分	有収水量 A	資本費 B	受水分資 本費C	経営費 D	用水単価 (B+C+D)/A	資本単価 (B+C)/A	補助率	給水開始 年 月
前年度値	千 ^m	千円	千円	千円	円/ ^m	円/ ^m		一部 年 月
今年度値								全部 年 月

2 高度浄水施設等の概要

(1) 高度浄水施設の概要

① 高度浄水施設の概要（生物、オゾン、活性炭（粉末活性炭を除く。）処理の場合）

浄水場	区分	給水人口	1日1人最大 給水量	1日最大 給水量	認可年月日	水源 種別 内訳	種別・名称	取水量
	施設能力	人	ℓ	^m	年 月 日		^m /日	
	実績							
	既設高度浄水				有・無 年 月 日			
	今回整備高度浄水				年 月 日			
	工事	年度～ 年度（ 年間整備計画）						
年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降	
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	基準事業費							
	国庫補助率							
	国庫補助額							
	事業の概要							

② 高度浄水施設の概要（①の処理以外の場合）

浄水場	区分	給水人口	1日1人最大 給水量	1日最大 給水量	認可年月日	水源種別内訳	種別・名称	取水量
	施設能力	人	ℓ	m ³	年月日		m ³ /日	
	実績							
	既設高度浄水				有・無 年月日			
	今回整備高度浄水				年月日			
	工事	年度～年度（年間整備計画）						
年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降	
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	国庫補助対象事業費							
	国庫補助基本額							
	国庫補助率							
	国庫補助額							
	事業の概要							

（記載上の注意）

- 1 浄水場名欄は、今回申請に係る高度浄水施設の設置浄水場名を記入すること。
- 2 実績欄は、前年度末現在の数値を記入すること。
- 3 年度別事業計画欄は、今回申請に係る高度浄水施設整備費についてのみ記入することとし、事業の概要の項は、各年度ごとに実施された（予定を含む。）事業の内容及び事業量等を簡潔に記入すること。

③ 原水調整池の概要

水系名			河川名				
位置							
概算額	百万円		工期	年度～年度			
原水調整池の概要	形状						
計画取水量	m ³ /日		有効容量	m ³			
年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	国庫補助対象事業費						
	国庫補助基本額						
	国庫補助率						
	国庫補助額						
	事業の概要						

（記載上の注意）

形状は、今回申請に係る原水調整池の形状について、ダム、湖沼、コンクリート構造物等の別を記入すること。

④ 貯水池水質改善装置の概要

水	系	名		河	川	名		
ダ	ム	名		ダムの事業主体名				
位	置							
概	算	額	百万円		工	期	年度～年度	
ダ	ム	の	概	要	形式	高さ	m	
湛	水	面	積	km ²	総	貯	水	
					量		千km ²	
年 度 別 事 業 計 画	区	分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総	事	業	費	千円	千円	千円	千円
	国	庫	補	助	対	象	事	業
	費							
	国	庫	補	助	基	本	額	
	国	庫	補	助	率			
国	庫	補	助	額				
	事	業	の	概	要			

(記載上の注意)

年度別事業計画欄は、今回申請に係る貯水池水質改善装置の設置費について記入することとし、事業の概要の項は導入する装置名、能力等の事業内容を簡潔に記入すること。

(2) 水道原水水質改善施設の概要

口	径	新設管の管種・延長	備	考				
延	長	計	m					
年 度 別 事 業 計 画	区	分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総	事	業	費	千円	千円	千円	千円
	国	庫	補	助	対	象	事	業
	費							
	国	庫	補	助	基	本	額	
	国	庫	補	助	率			
国	庫	補	助	額				
	事	業	の	概	要			

(記載上の注意)

年度別事業計画欄は、今回申請に係る水道原水水質改善施設についてのみ記載することとし、事業の概要の項は、各年度ごとに実施された（予定を含む。）事業の内容及び事業量を簡潔に記載すること。

(3) 代替水源施設の概要

既存 水源	種 別						
	状 況						
代 替 水 源	種 別						
	名 称						
	事 業 者 名						
ろ過施設を整備した場合に要する総事業費			千円				
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全 体 事 業 費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	国庫補助対象事業費						
	国庫補助基本額						
	国 庫 補 助 率						
	国 庫 補 助 額						
	事 業 の 概 要						

(記載上の注意)

既存水源の状況欄には、代替水源施設の整備が必要な理由を定量的かつ具体的に示すこと。

1. 事業費所要額調査

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(h-i)
項 目	総事業費	寄附金その他の収入額	単独事業費	差引額 ・b-c又はb-d のいずれか 少ない額	算定基準による算定額	国庫補助 基本額 ・e又はfのい ずれか少 ない額	国庫補助 所要額	仕入れに係る 消費税等 相当額	要国庫 補助金
本工事費	円	円	円	円	円	円	/	/	/
用地費及び補償費									
調査費									
事務費									
その他									
合計									

(記載上の注意)

- 本調査は、高度浄水施設の処理方式として生物処理、オゾン処理、活性炭処理(粉末活性炭処理を除く。)を用いる場合は使用しない。
- 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 「寄附金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他当該水道施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用(別表第1に定める水道機能維持施設整備費に係るものを除く。)及び別表2に定める以外の事業費並びに事業実施計画上補助対象外とした経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「算定基準による算定額」欄には、別紙(3)による算定額を種目別に記入すること。
- 「国庫補助基本額」欄には、種目別に「差引額」又は「算定基準による算定額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額」に交付要綱別表第1に定める補助率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 「要国庫補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「国庫補助所要額の合計」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「国庫補助所要額」を記入すること。
- 「特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金及びこれに準ずる多目的ダム等の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用」については、「種目」欄の区分を「負担金」又は「分担金」と記入すること。
- 種目「その他」欄には、別表第2に定める以外の事業費(例えばPFI事業、建設利息等)を記入すること。

2. 高度浄水施設等整備事業費所要額調査

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(h-i)
項 目	総事業費	寄附金その他の収入額	単独事業費	差引額 ・b-c又はb-d のいずれか 少ない額	基準事業費	選定額 ・e又はfのい ずれか少 ない額	国庫補助 所要額	仕入れに係る 消費税等 相当額	要国庫 補助金
本工事費							/	/	/
用地費及び補償費									
その他									
合計									

(記載上の注意)

- 本表は、高度浄水施設の処理方式として生物処理、オゾン処理、活性炭処理(粉末活性炭処理を除く。)を用いる場合に記入すること。
- 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 「寄附金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他高度浄水施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び別表2に定める以外の事業費並びに事業実施計画上補助対象外とした経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「基準事業費」欄には、基準事業費算定明細書(交付要綱別添1の別表)により算定した基準事業費を記入すること。
- 「国庫補助所要額」欄には、「選定額」に交付要綱別表第1に定める補助率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 「要国庫補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「国庫補助所要額の合計」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「国庫補助所要額」を記入すること。
- 種目「その他」欄には、調査費、事務費及び別表第2に定める以外の事業費(例えばPFI事業、建設利息等)を記入すること。

別紙(3)

算定基準による算定額明細書

(水道水源開発施設整備費、高度浄水施設等整備費(生物・オゾン・活性炭(粉末活性炭を除く。))処理による高度浄水施設を除く。)の場合)
 工事費総括書

費 目	種 目 別	施 設 別	単 位	算 定 基 準 に よ る 算 定 額				備 考
				変 更 前		変 更 後		
				数 量	金 額	数 量	金 額	
工 事 費	本 工 事 費 (含 附 帯 工 事 費)	直 接 工 事 費 共 通 仮 設 費 (純 工 事 費) 現 場 管 理 費 (工 事 原 価) 一 般 管 理 費		円		円		
事 務 費 計	用 地 費 及 び 補 償 費 調 査 費 工 事 雑 費							
合 計								

別紙(4)

財源調書

総 事 業 費	財 源 内 訳					
	国 庫 補 助 金	都 道 府 県 補 助 金	起 債 額	企 業 会 計 特 別 会 計	一 般 会 計	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段()で別掲すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費補助金
交付申請 (変更申請について)

標記について、本都（道府県）管下の市（町村）が行う水道水源開発等施設整備に係る国庫補助事業として、次の金額について管下市（町村）長から「水道水源開発等施設整備費補助金交付申請（変更申請）書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、とりまとめて提出する。

- 1 申請総額 金 円也
- 2 水道水源開発等施設整備費補助金所要額調書（別紙 1）
- 3 添付書類
別紙様式による水道事業者（水道用水供給事業者）別国庫補助金交付申請（変更申請）書

水道水源開発等施設整備費補助金所要額調書

別紙1

補助事業者名	事業名	a 総事業費	b 寄附金その他の収入額	c 単独事業費	d 差引額	e 算定基準による算定額	f 国庫補助基本額	補助率	g 国庫補助所要額	h 仕入れに係る消費税等相当額	i 要国庫補助金(g-h)	変更交付申請に係る差引額	
												j 国庫補助基本額	k 要国庫補助金
		円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
合計	箇所事業												

- 注：1. 高度浄水施設（生物・オゾン・活性炭（粉末を除く。））の場合にあつては、「算定基準による算定額」、「国庫補助基本額」の欄をそれぞれ「基準事業費」、「選定額」と読み替えて記入すること。
2. 変更補助申請の場合にあつては、各欄上段に前回交付決定の額、下段に今回申請額を記入すること。

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 () 補助金
 交付決定通知書

市 町 村 名
 一部事務組合名

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 () 補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

なお、本事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されたい。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、昭和63年5月20日厚生省生衛第877号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の第3に定める事業であり、その内容は、(元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費、国庫補助所要額、仕入れに係る消費税等相当額及び交付額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費、国庫補助所要額、仕入れに係る消費税等相当額又は交付額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
国庫補助所要額	金	円
仕入れに係る消費税等相当額	金	円
交 付 額	金	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、(元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。
- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の第5に定める交付額の算定方法により行うものである。ただし、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、その額を減額するものとする。
- 5 この補助金は、交付要綱の第6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第12に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 () 補助金
追加交付決定 (交付決定一部取消) 通知書

市 町 村 名
一部事務組合名

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号で交付決定された(元号) 年度水道
水源開発等施設整備費 () 補助金については、(元号) 年 月 日 第 号申
請に基づき、(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号をもって決定の内容の一部
を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業 (以下「事業」という。) は、昭和63年5月20日厚生
省生衛第877号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要
綱」の第3に定める事業であり、その内容は(元号) 年 月 日 第 号申請書
記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費、国庫補助所要額、仕入れに係る消費税等相当額及び交付額は、次
のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額	金	円)
国庫補助所要額	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額	金	円)
仕入れに係る消費税等相当額	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額	金	円)
交 付 額	金	円
内今回追加交付額	金	円
(今回減少額	金	円)

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、(元号) 年 月
日第 号申請書記載のとおりである。
- 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第9条第1項の規定による申請の取下
げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙様式 5

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 (〇〇〇〇施設) 国庫補助事業状況報告書
 (補助要綱第6の2工期の変更等及び第6の3事業の中止又は廃止の記載例)

番 号
 年 月 日

地方公共団体の長

(a) 国庫補助対象事業名						(b) 事業費					
〇 〇 〇 〇 事業						国庫補助基本額			国庫補助額		
						円			円		
(c) 事業着手年月日		(d) 国庫補助指令済額		(e) 補助金受入調書			(f) 補助額繰越(不用)予定額				
(元号) 年月日		(イ) 円		受入済額 円	受入予定額 円	計 (ロ) 円		(イ)-(ロ) 円			
(g) 3月31日まで事業費支出確定予定額の算出基礎						(h) 事業費繰越(不用)予定額		(i) 事業竣工予定年月日			
(ハ) 事業費支出義務確定額				(ニ) 事業費支払予定額		(ホ) 3月31日まで事業費支払確定予定額(ハ)+(ニ)					
支払済額 円		支払義務額 円		計 円		円		円		(元号) 年月日	
(j) 事業費支払確定予算額及び事業費繰越予算額内訳											
補助対象事業内容							事業費支払確定予定額		事業費翌年度繰越予定額又は不用予定額		備考
種別	工種	品種	刑状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額	
貯水	ダム					円		円		円	
取水	取水口	P F C	25.0×3.30m	2	連		2				
	取水ポンプ	立形斜洗ポンプ	口径50mm	2	台						
導水	導水管	P S 管	φ1800mm	1170	m		1170				
	分水井	R E C	12.0m×9.0m	1	井		1				
浄水	急速ろ過池	R E C	14.4m×11.2m	8	池		8				
	送水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ	口径250mm	4	台		0	4			
送水	送水管	C I P	φ1100mm	2000	m		0	2000			
	小計					〇〇〇			0		
附帯雑費											
合計											
繰越又は不用となった理由											
その他の参考事項			補助基本額算出方式								

(記載上の注意)

- 1 補助金受入調書中受入予定額とは、当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに事業費支出確定予算額に相当する補助額より受入済額を控除した額をいう。
- 2 事業費支出義務確定額(ハ)とは、補助対象事業がすでに完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支出済額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。
- 3 事業費支出予定額(ニ)とは、補助対象事業の未完成部分について当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。
- 4 事業費支払確定予定額(ホ)とは、(ハ)欄計及び(ニ)の合計額をいう。
- 5 事業費繰越(不用)予定額(h)とは、補助基本額より当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに完成の見込ある事業に要する費用を減じた額である。
- 6 事業中止又は廃止したときは、「繰越不用となった理由」欄を「中止又は廃止となった理由」と読み替える。

厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費国庫補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

(元号) 年 月 日 第 号により交付決定があった水道水源開発等施設整備費(〇〇〇施設)国庫補助について、水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱第14の1の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 別添参考となる書類(金額の積算の内訳等)

		地方公共団体											備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算科目	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		

(記載上の注意)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。ただし、各省各庁の長が補助金等を交付要綱又は補助条件等によって補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載する。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入においては款項目節を、歳出にあっては、款項目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあっては前記1ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載する。
- 「予算現額」は歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金額についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書き（ ）をもって附記すること。
- PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段（ ）で別掲すること。

別紙様式 8
(事業実績報告書様式)

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 (〇〇施設整備費)
国庫補助金の事業実績報告について

(元号) 年度に国庫補助金を受けた標記事業が完了したので、(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 (〇〇〇〇施設) 国庫補助金交付要綱第12の規定に基づき、次のとおり事業実績を報告する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円也
- 2 工事期間
着 工 (元号) 年 月 日
しゅん工 (元号) 年 月 日
- 3 国庫補助申請及び計画変更申請の手續状況
(1) 国庫補助申請 (元号) 年 月 日 第 号
交付決定 (元号) 年 月 日 厚生労働省発生食第 号
(2) 計画変更申請 (元号) 年 月 日 第 号
承認 (元号) 年 月 日 厚生労働省発生食第 号
- 4 工事施工方法 別紙(1)
- 5 事業費精算額調書 " (2)
- 6 算定基準による算定額明細書 " (3)
- 7 工事設計書 " (4)
- 8 財源調書 " (5)
- 9 残存物件調書 " (6)
- 10 添付書類
(1) 歳入歳出決算(見込)書の写し
(2) 精算設計図面(補助申請書に添付した設計図面に準じて作成すること。ただし、補助申請時と全く同じ場合は除くことができる。)
(3) 請負及び竣工検査調書 別紙(7)
(4) その他必要な参考資料

(記載上の注意)

- 1 補助事業を翌年度へ繰り越した場合にあっては「(元号) 年度((元号) 年度への繰越分)水道水源開発等施設整備費(〇〇〇〇施設整備費)国庫補助事業実績報告書」と記入すること。
- 2 事業実績報告書の記載に当たっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き当該変更部分の上段に()書きで申請時の内容を記載すること。
- 3 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙(2)及び(5)を作成するとともに、PFI事業により取得した施設の整備に要した費用の内訳について別紙(3)を作成し、添付すること。
また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び施設の所有権が選定事業者から移転されたことを証する書類を添付すること。ただし、年度ごとの支出計画については、申請時に添付した書類と同じ場合は省略することができる。

別紙(1)

工事施工方法 (記載例)

工 種 別	原 材 料	工事施工	工 事 請 負 会 社 名
取 水 堰 堤	請 負	請 負	〇 〇 会 社
送 水 管	直 営	請 負	
〇 〇 〇	〇 〇	〇 〇	

(記載上の注意)

P F I 事業の場合は「買取」と記入すること。

別紙(2)

1 事業費精算額調書

a 種 目	b 総事業費	c 寄附金 その他の 収入額	d 単独 事業費	e 差引額 〔b-c又は b-dのい ずれか少 ない額〕	f 算定基準 による 算定額	g 国庫補助 基本額	h 国庫補助 所要額	i 仕入れに 係る消費 税等相当 額	j 要国庫補 助金	k 国庫補助 金受入額 及び受入 れ予定額	l 差引国庫 補助金過 △不足額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本工事費							/	/	/	/	/
用地費及 び補償費							/	/	/	/	/
調査費							/	/	/	/	/
事務費							/	/	/	/	/
その他							/	/	/	/	/
合 計											

(記載上の注意)

1 「種目」欄から「要国庫補助金」欄までの記載上の注意は申請書様式の記載上の注意と同様である。

2 「国庫補助金受入額及び受入予定額」欄には、本事業実績報告までの交付を受けた補助金の受入済額と受入予定額の合計を記入すること。

2 高度浄水施設等整備事業費精算額調書

a 種 目	b 総事業費	c 寄附金 その他の 収入額	d 単独 事業費	e 差引額 〔b-c又は b-dのい ずれか少 ない額〕	f 基準事 業費	g 選定額 〔e又はf のい ずれか少 ない額〕	h 国庫補助 所要額	i 仕入れに 係る消費 税等相当 額	j 要国庫補 助金	k 国庫補助 金受入額 及び受入 れ予定額	l 差引国庫 補助金過 △不足額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本工事費							/	/	/	/	/
用地費及 び補償費							/	/	/	/	/
その他							/	/	/	/	/
合 計											

(記載上の注意)

1 「種目」欄から「要国庫補助金」欄までの記載上の注意は、申請書様式の記載上の注意と同様である。

2 「国庫補助金受入額及び受入予定額」欄には、本事業実績報告までに交付を受けた補助金の受入済額及び受入予定額の合計を記入すること。

3 種目「その他」欄には、調査費、事務費及び別表第2に定める以外の事業費(例えば建設利息等)を記入すること。

別紙(3)

算定基準による算定額明細書

(水道水源開発施設整備費、高度浄水施設等整備費(生物・オゾン・活性炭(粉末活性炭を除く。))処理による高度浄水施設整備費を除く。)の場合)

1 工事費総括書

費目	種目別	施設別	単位	算定基準による算定額				備考
				申請時		精算時		
				数量	金額	数量	金額	
工事費	本工事費 (含附帯工事費)	直接工事費 共通仮設費 (純工事費) 現場管理費 (工事原価) 一般管理費		円		円		
事務費 合計	用地費及び補償費 調査費 工事雑費							

2 本工事費用訳書(記載例)

費目	種目別	施設別	工種別	形状寸法等	単位	算定基準による算定額		備考
						精算時		
						数量	金額	
工事費	本工事費 (含附帯工事費)	取水施設	さく井工 取水ポンプ室築造工 取水ポンプ設備工 ○○○	φ200mm、L=80m RC造 ○○型、Q=○L/分 W L H	本 ㎡ 台		円	
		浄水施設	着水井築造工 凝集池築造工 薬注設備工 混和池築造工 薬品混和設備工 受変電設備工 計装設備工 ○○○ 敷地造成工 場内配管工 ○○○	RC造(○m×○m×○m) RC造(○m×○m×○m) RC造(○m×○m×○m) ○○ミキサー	池 〃 式 池式 〃 式 ㎡ m			
		送水施設	送水管布設工	SPφ1500mmシールド SPφ1000mm推進 DCIPφ600mm開削	m 〃 〃 式			
		配水施設	水管橋下部工 水管橋上部工 加圧ポンプ室築造工 加圧ポンプ設備工 ○○○ 配水池 配水管布設工	逆三角トラス、3桁 RC造 ○○型、Q=○L/分 RC造 DCIPφ400mm開削	m ㎡ 台 池 m			
合計	共通仮設費 (純工事費) 現場管理費 (工事原価) 一般管理費 計	(直接工事費) 運搬費 準備費 仮設費 ○○○ 安全費 計						

(記載上の注意)

- 1 本表は、工事発注単位ごとに工事の名称を付して当該年度に交付対象となる工事費について記載すること。
- 2 「施設別」欄には、貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の別と共通仮設費、現場管理費、一般管理費の別を記載すること。
- 3 「工種別」欄には、工事の種別を記載すること。
- 4 「形状寸法等」欄には、構造、材質、型式、形状寸法等を記載すること。
- 5 「算定基準による算定額」欄には、交付要綱別表第2に定める算定基準により算定した額を記載すること。
- 6 特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金又はこれに準ずる多目的ダム等の負担金若しくは分担金については、「工種別」欄に「〇〇ダム負担金」等と記載し、「協定書等」を添付すること。
- 7 直営で施工する場合又は資材を支給して工事を施工する場合には、その旨「備考」欄に記載すること。
- 8 他に汎用されている代替工法の存在する場合又は特殊な工法によって施工する場合には、採用予定工法に関する説明資料及び工法を選定した経緯を示す資料を添付すること。

3 用地費及び補償費内訳（記載例）

種 別	施 設 別	対象物件	単 位	精 算 時			備 考
				数 量	単 価	金 額	
用地取得費 区分地上権 用地使用費 補償費 計	〇〇浄水場用地 △△配水池用地 送水管路用地 送水管布設仮設道路 〇〇配水池 〇〇〇〇〇	水田 山林 " 宅地 立木(杉)			円	円	

(添付書類)

用地売買契約書、補償契約書等

4 調査費内訳（記載例）

施設別	工 種 別	形 状 寸 法 等	単 位	算定基準による算定額		備 考
				精 算 時		
				数 量	金 額	
貯水施設 取水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 配水施設 計	〇〇ダム地質調査 〇〇ダムサイド測量 工事用道路測量 〇〇ポンプ場実施設計 導水トンネル路線測量 〇〇浄水場測量 〇〇浄水場実施設計 送水管路線測量 送水管路線実施設計 配水池地質調査	ボーリング 沈澱池・ろ過池 〇〇地区 〇〇地区 (DCIP、φ600mm)	本 ㎡ m 式 m ㎡ 式 m 式 "		円	

(記載上の注意)

本表は、調査の名称を付して、当該年度に国庫補助の対象となる調査費全体について記載すること。

5 工事雑費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
計				円	円	

6 事務費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
計				円	円	

別紙(4)

工事設計書 (記載例)

〇〇工事設計書

1 工事計画概要

本浄水池は、容量 立方メートル、一日最大配水量の〇時間分あたり、縦 メートル、横 メートル、深さ メートル (有効水深) の鉄筋コンクリート造りで、中に隔壁を設け、土覆い メートルのものである。

工 種	名 称	形状寸法	単 位	精 算 時			備 考
				数 量	単 価	金 額	
浄水池構造	掘さく工 基礎栗石工 コンクリート工 型枠工 〇〇〇 合計				円	円	

(記載上の注意)

PFI事業の場合は、備考欄に「PFI事業」と記入すること。

別紙(5)

財源調書

総事業費	財 源 内 訳					
	国庫補助金	都道府県補助金	起 債 額	企業会計特別会計	一 般 会 計	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

申請書様式の記載上の注意と同様である。

別紙(6)

残存物件調書

原 材 料		購入量	単 位	使 用 数 量			残余材料 (手持分を除く)		評 価 額 算定方法	備 考
品 名	形状寸法			購入分	手持分	計	数 量	評 価 額 単 価 金 額		

(記載上の注意)

- 1 本表は、工事において残材を生じた場合に作成すること。
- 2 工事を請負により施行した場合及びPFI事業の場合は作成する必要はない。ただし、資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別紙(7)

請負及び竣工検査調書

請負工事名	施工場所	形状寸法等	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
								検査年月日	検査員 職・氏名		
第〇〇工区 水道管路 布設工事	〇〇市 〇〇町 ×丁目	配水管DPI 50~150	〇〇〇 m	(100,000) 150,000	(99,000) 140,000	〇〇〇〇	(元号) 年 月 日 (元号) 年 月 日 (元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日	〇〇〇	一般競争 入札	

(記載上の注意)

1. 請負契約書に基づき1契約毎に記載する。
2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下端に記し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を () 書きで上段に記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
4. 形状寸法等の欄には、工種毎の主要な設備、管路の概況について記載すること。
5. PFI事業の場合も、この表に準じて作成すること。また、契約方式欄に「PFI事業」と記入すること。

厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費 (〇〇施設)
国庫補助事業年度終了実績の報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号をもって交付決定を受けた標記については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第14条後段の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告する。

別 表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助基本額	補助金額	事業費支払実績(見込)額	事業進捗率	補助金受入額	事業費	補助金額	着手年月	完了予定年月	
	円	円	円	円	%	円	円	円			

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費補助金
に係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号で交付決定を受けた(元号) 年度水道水源開発等施設整備費補助金について、管下市(町村)長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

- 1 精 算 額 金 円也
- 2 水道水源開発等施設整備費補助金精算額調書(別紙1)
- 3 添付書類
別紙様式による水道事業者(水道用水供給事業者)別国庫補助金事業実績報告書

(記載上の注意)

翌年度へ繰り越した事業の提出にあっては、「(元号) 年度((元号) 年度への繰越分)水道水源開発等施設整備費補助金に係る事業実績報告について」と記入すること。

水道水源開発等施設整備費補助金精算額調書

別紙 1

補 助 事業者名	事業名	a 総事業費	b 寄附金その 他の収入額	c 単独事業費	d 差 引 額	e 算定基準に よる算定額	f 国庫補助 基本 額	補 助 率	g 国庫補助 所 要 額	h 仕入れに係 る消費税等 相当額	i 要国庫補助金	j 交付決定額	k 国庫補助金 受入額及び 受入予定額	l (j-k) 差引国庫補助金 過 △ 不 足 額
		円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
合 計	箇所 事業													

注：高度浄水施設（生物・オゾン・活性炭（粉末を除く。））の場合にあつては、「算定基準による算定額」、「国庫補助基本額」の欄をそれぞれ「基準事業費」、「選定額」と読み替えて記入すること。

番 号

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費
() 補助金交付額確定通知書

市 町 村 名
一部事務組合名

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号で交付決定通知した(元号) 年度水道
水源開発等施設整備費() 補助金については、(元号) 年 月 日第
号事業実績報告に基づき、交付額を金 円に確定したので通知する。

〔 なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定に
より、(元号) 年 月 日までに返還することを命ずる。 〕

(元号) 年 月 日

都道府県知事

(記載上の注意)

翌年度へ繰り越した事業の提出にあつては、「(元号) 年度((元号) 年度へ
の繰越分) 水道水源開発等施設整備費() 補助金交付額確定通知書」と記載する
こと。

番 号

(元号) 年度水道水源開発等施設整備費
() 補助金交付額確定通知書

市 町 村 名
一部事務組合名

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号で交付決定通知した(元号) 年度水道
水源開発等施設整備費()補助金については、(元号) 年 月 日
第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日厚生労働省発生食第 号をもつ
て交付額が金 円に確定されたので通知する。

〔 なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定に
より、(元号) 年 月 日までに返還することを命ずる。 〕

(元号) 年 月 日

都道府県知事

(記載上の注意)

翌年度へ繰り越した事業の場合にあつては、「(元号) 年度((元号) 年度へ
の繰越分)水道水源開発等施設整備費()補助金交付額確定通知書」と記入する
こと。